

次のとおり懲戒処分を行ったので公表する。

【処分 1】

被処分者	健康福祉部 係長級 女性(43歳)
処分年月日	令和7年12月26日
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号
事件概要	職務上の地位など職場内の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動等により、部下職員に精神的苦痛を与える、結果として当該職員を精神疾患に至らしめた。
処分内容	停職1か月
備考	

発表日 令和7年12月26日

【処分 2】

被処分者	健康福祉部 課長補佐級 女性(50 歳)
処分年月日	令和 7 年 12 月 26 日
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号
事件概要	管理監督責任を有するにもかかわらず、部下職員が行った不適切な言動等を容認し、また、一部の行為について同席していた事実が確認された。
処分内容	減給10分の1、1 か月
備考	

発表日 令和 7 年 12 月 26 日

【処分 3】

被処分者	松阪市民病院医療技術部 係員 男性(42歳)
処分年月日	令和 7 年 12 月 26 日
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号
事件概要	令和 7 年 2 月 20 日、廃棄すべき米飯及び今後給食として患者に提供する用途がある海苔の佃煮を使って調理を行い、それを食する行為を行った。
処分内容	戒告
備考	

発表日 令和 7 年 12 月 26 日

【処分 4】

被処分者	松阪市民病院医療技術部 係員 男性(40歳)
処分年月日	令和 7 年 12 月 26 日
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号
事件概要	令和 7 年 5 月 16 日から 8 月 25 日までにおけるそのうち 13 日間について、出勤していない時間帯又は退勤した後の時間帯で時間外勤務申請を行い、時間外手当の支給を受けた事実が確認された。
処分内容	減給10分の1、1か月
備考	

発表日 令和 7 年 12 月 26 日